

諮問番号：諮問第7号

答申番号：答申第7号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長が審査請求人に対して平成28年4月13日付けで行った精神障害者保健福祉手帳の障害等級変更を認めないこととする処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は認容できず、審査請求人の主張の一部には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、処分の全部を取り消すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

平成10年から約18年間障害等級2級だったが、急に3級になったので、元の2級に戻してほしい。本件処分の影響により、障害年金が2級から3級になりかねない、遺族年金が打ち切られるかもしれないと心配している。

② 審査庁の主張の要旨

本件処分は適正かつ妥当に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が、障害等級の2級と3級のいずれに該当するのかということにある。

処分庁は、障害等級の変更に係る行政手続法（平成5年法律第88号）上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を設定しているため、以下では、本件処分が法令並びに判定基準及び留意事項に沿って適正に行われたかを判断する。

判定基準において、障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、本件申請の添付書類である医師の診断書によると、次のことがいえる。

- ① 精神疾患については、てんかんの存在が認められる。
- ② 精神疾患（機能障害）の状態については、てんかんにより、判定基準において3級の基準として示されている「発作又は知能障害その他の精神神経症状」があることは認められるものの、判定基準において2級の基準として示されている「ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状」があるとは認められない。
- ③ 能力障害（活動制限）の状態については、日常生活に援助が必要であることは認められるものの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項において2級の基準として定められている「日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは認められない。
- ④ 審査請求人の障害等級を判定するに当たって他に考慮すべき特段の事情も認められないため、審査請求人の精神障害の程度を総合的に判断すると、3級に該当すると認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年11月17日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月9日及び同月26日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、約18年間障害等級2級だったが、急に3級になったので、元の2級に戻してほしい旨の主張をしている。

処分庁は、障害等級の変更に係る行政手続法上の審査基準として、判定基準及び留意事項を設定しているため、本件審査請求の争点は、原則、本件処分が法令並びに判定基

準及び留意事項に沿って適正に行われたかということになる。法令並びに判定基準及び留意事項においては、本件申請の添付書類である医師の診断書を元に障害等級を判定することとされており、その結果は、総合的に見ると3級相当と考えられる。

しかし、本件申請の添付書類である医師の診断書においては、2級相当の記載と3級相当の記載が混在している。加えて、審査請求人の主張を受けて当審査会が職権で調査を行ったところ、2級と判定された際の過去の診断書と3級と判定された今回の診断書では、てんかんの頻度に係る記載の有無については異なるものの、具体的な症状や処方されている薬の内容については同一の記載がなされていたことから、当審査会として、本件申請について3級相当であると結論づけることには若干の疑問が残る。

以上のことから、本件処分を取り消すこととし、処分庁は、処分理由を明確にして審査請求人が十分理解できるような形で再判定及び処分を行うべきである。

福岡県行政不服審査会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子